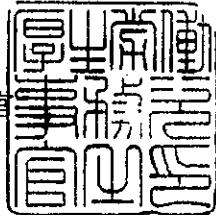


厚生労働省発雇児0413第2号
平成27年4月13日

公募団体 殿

厚生労働事務次官



平成27年度ひとり親家庭等自立促進基盤事業費の国庫補助について

標記補助金の交付については、別紙「平成27年度ひとり親家庭等自立促進基盤事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成27年4月1日から適用することとされたので通知する。

別紙

平成27年度ひとり親家庭等自立促進基盤事業費補助金交付要綱

(通則)

1. 平成27年度ひとり親家庭等自立促進基盤事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2. この補助金は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）の自立を支援する事業を実施する民間団体に財政的支援を行うことにより、ひとり親家庭等の自立促進に向けた基盤整備を図ることを目的とする。

(交付の対象)

3. この補助金は、平成27年4月13日雇児発0413第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「ひとり親家庭等自立促進基盤事業実施要綱」に基づき別に定める公募要綱により採択された法人が行う事業を交付対象とする。

(交付額の算定方法)

4. この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
ひとり親家庭等自立促進基盤事業費補助金	千円 3,000	ひとり親家庭等自立促進基盤事業の実施に必要な賃金、諸謝金、旅費、消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費、雜役務費、通信運搬費、保険料、委託料、借料及び損料、備品購入費

(交付の条件)

5. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により事業費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。
なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならぬ。
- (9) 補助事業者が、国が所管する特例民法法人である場合には、この補助金にかかる支出明細書を別紙様式第5により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は平成28年7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならぬ。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、別紙様式第1による申請書を平成27年5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第2による変更交付申請書を平成27年12月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は、6又は7に定める申請書が到達した日から起算して、原則として1か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

9 国は、原則として支払うべき額が確定した後、補助事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、国は、補助事業者から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、補助事業者が概算払により支払を要望する場合は、国は補助事業者の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

(実績報告)

10 この補助金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（5の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は平成28年4月8日のいずれか早い日までに、別紙様式第3による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式第1

番号
平成 年月

厚生労働大臣 殿

所在地
法人等名
代表者名

印

平成27年度ひとり親家庭等自立促進基盤事業費
補助金の交付申請について

標記について、次のとおり国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて
申請する。

1 申請金額 金 円

2 団体概要（別紙1）

3 事業計画（別紙2）

4 所要額調書（別紙3）

5 所要額内訳書（別紙4）

6 事業実施スケジュール表（別紙5）

7 添付書類

- (1) 定款
- (2) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (3) その他参考となる書類

別紙1

団体概要

団体名 (法人の種類)		代表者名	
		担当者	氏名
住所	〒 -		TEL
代表電話番号		FAX	
法人設立年月日	昭和・平成 年 月 日		
概要			

活動內容

活動內容	
------	--

別紙2

事業計画

団体名	代表者名

① 事業名	
②事業実施目的	
③事業内容	

④実施体制	
⑤事業を実施することにより期待される効果	

別紙3

所要額調書

区分	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の支出 予定額	基準額	選定額 (C、Dのいづれか 少ない額)	国庫補助基本額 (E、Fのいづれか 少ない額)	国庫補助所要額 (Gと同額)
ひとり親家庭等自立促進基盤事業	A 円	B 円	A-B=C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円

別紙4

所要額内訳書

団体名
事業名

経費区分	対象経費の 支出予定額	積 算 内 訳
	円	
合計	円	

別紙5

事業実施スケジュール表

実施時期・期間	実施内容

別紙様式第2

番号
平成 年月日

厚生労働大臣 殿

所在地
法人等名
代表者名

印

平成27年度ひとり親家庭等自立促進基盤事業費
補助金の変更交付申請について

平成 年 月 日 第 号をもって交付決定を受けた補助金について、次のとおり交付額を変更して交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請金額

変更後の交付申請額	金	円
既交付決定額	金	円
差引増加(減少)額	金	円

2 事業計画(別紙様式第1に準ずる)

3 所要額調書(別紙1)

4 所要額内訳書(別紙様式第1に準ずる)

5 事業実施スケジュール表(別紙様式第1に準ずる)

7 添付書類

- (1) 歳入歳出予算(見込)書抄本
- (2) その他参考となる書類

所要額調書

区分	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費の支出 予定額	基準額	選定額 (C、Dのいづれか 少ない額)	国庫補助基本額 (E、Fのいづれか 少ない額)	国庫補助所要額 既支付額	既交付決定額	差引増加(減少) 額
ひとり親家庭等自立促進基盤事業	A 円	B 円	A-B=C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円

別紙様式第3

番号
平成 年月日

厚生労働大臣 殿

所在地
法人等名
代表者名

印

平成27年度ひとり親家庭等自立促進基盤事業費
補助金の事業実績報告について

平成 年 月 日 第 号をもって交付決定を受けた補助金に
係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 確定額 金 円
- 2 事業の内容及び成果
- 3 精算額調書（別紙1）
- 4 経費支出済額明細書（別紙2）
- 5 事業実施報告書（別紙3）
- 6 添付書類
 - (1) 嶸入歳出決算（見込）書抄本
 - (2) その他参考となる書類

精算額調書

区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支額	基準額	選定額 (C、Dのいずれか少ない額)	国庫補助基本額 (E、Fのいずれか少ない額)	国庫補助所要額 (Gと同額)	交付決定額	受入済額	差引過不足額
ひとり親家庭等自立促進基盤事業	A 円	B 円	A-B=C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円	J-H-K 円

別紙2

経費支出済額明細書

団体名
事業名

経費区分	対象経費実支出額	積 算 内 訳
	円	
合計	円	

別紙3

事業実施報告書

実施年月日 実施期間	実施内容

別紙様式第4

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

補助事業者名 印

平成27年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号により交付決定があつたひとり親家庭等
自立促進基盤事業費補助金について、交付要綱の規定に基づき下記のとおり報
告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確
定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

（注）別添参考となる資料（2の金額の積算の内訳等）